

掛川市告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。
その関係図面は、平成30年10月12日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	道神橋通り線 支線	掛川字六軒町864-13	掛川字六軒町864-16	10.0m～ 6.0m	34.7m
2	南大門支線	成滝字南大門283-2	成滝字南大門283-3	10.0m～ 6.0m	28.2m
3	梅ヶ谷橋南方 ノ橋線	上西郷字方ノ橋1093 -20	上西郷字方ノ橋1093 -10	10.0m～ 6.0m	113.9m
4	梅ヶ谷橋南方 ノ橋支線	上西郷字方ノ橋1093 -13	上西郷字方ノ橋1093 -14	10.0m～ 6.0m	27.1m